

○YRP進出事業者補助金交付要綱

令和6年1月1日

(総則)

第1条 横須賀リサーチパーク(「YRP」という。)に進出し、事業所を設置する事業者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、事業者(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及びこれに準ずる事業者のうち、YRPの振興に資するものとして市長が認めるものをいう。)又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合であること。
- (2) YRPに事業所(店舗を含む。以下同じ。)を設置し、当該事業所において常時従業員等を配置し、事業を営むこと。
- (3) YRPにおいて新たに土地又は建物を賃借する場合は、当該賃貸借契約の契約期間を2年以上とし、かつ、転貸しないこと。
- (4) YRPに新たな店舗を設置する場合は、店舗として使用する建物を取得すること。
- (5) 第1号に規定する事業所の設置について、企業立地等促進条例(平成10年横須賀市条例第13号)に規定する奨励措置の適用を受けていないこと。
- (6) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (7) 個人にあっては、横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 法人その他の団体にあっては、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該団体の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。

- (1) 総務大臣が定める日本標準産業分類に定める製造業、情報通信業又は学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学研究所、デザイン業、機械設計業又は商品・非破壊検査業に属する事業を行う事業所(面積が50平方メートル以上である事業所に限る。)をYRPに新たに設置する法人その他の団体である事業者 100万円

- (2) 前号に掲げる事業者以外の事業者 50万円
- (3) YRPに立地する事業者かつ、「YRPビジョン2025」で定める行動計画のうち、市長が別途定める事業に参画する事業者 100万円

(交付申請)

第4条 前条第1号及び第2号に規定する補助金の交付の申請の際に、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添える書類は次に掲げる書類とし、同条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとする。

- (1) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合に限る。)
- (2) 定款又は寄附行為の写し(法人の場合に限る。)
- (3) 個人事業の開業届出書の写し(個人の場合に限る。)
- (4) 新たな事業所の設置に係る土地又は建物の売買契約又は賃貸借契約の契約書の写し
- (5) 直近の決算書類(貸借対照表、損益計算書等)の写し(決算を経ている場合に限る。)
- (6) 氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別(法人その他の団体にあつては、当該役員のもの)を記載した一覧表
- (7) 市税の納付を証する書類。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、市長が補助金の交付の決定に必要な限度において当該者の市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することができる。

2 前条第3号に規定する補助金の交付の申請の際に、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添える書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合に限る。)
- (2) 氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別(法人その他の団体にあつては、当該役員のもの)を記載した一覧表
- (3) 市税の納付を証する書類。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、市長が補助金の交付の決定に必要な限度において当該者の市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することができる。

(実績報告等)

第5条 第3条第1号及び第2号に規定する補助金の交付の申請の際に、規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) YRPにおける新たな事業所の設置に係る法人設立・開設届出書又は個人事業の開業届出書の写し
- (2) 事業内容が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第3号に規定する補助金の交付の申請の際に、規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画の結果が確認できる書類

(2) 決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第3条第1号及び第2号に規定する補助金の交付の申請の際に、市長は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに現地確認を行うものとする。

(その他の事項)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。